

電気自動車等購入費補助金

～申請手続きの流れ～

申請者

① 電気自動車等の購入

◇申請は、電気自動車等を**購入(登録)後**、納車されてからとなります。

申請者

② 申請書兼請求書・添付資料の作成

◇申請書兼請求書を作成し、必要資料を準備してください。

(申請書兼請求書および添付書類の作成は、代理の業者等が行っても構いませんが、区役所は申請者と業者との間に生じた問題等には関与できません。また、業者等とは緊密に連絡が取れるようにしてください。)

申請者

③ 申請書兼請求書等の提出

◇申請方法…環境政策課窓口へ持参、もしくは郵送でご提出ください。

(申請書兼請求書等の提出は、代理人でも可能です。)

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

区役所

④ 申請受付・内容審査

◇申請受付後、受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。

◇審査の結果、一部または全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。(要件を満たしていない場合等)

区役所

⑤ 補助金交付決定通知書の送付

◇申請受付後、申請者ご本人宛に**1～2か月程度**で通知書をお送りします。

区役所

⑥ 補助金の交付

◇ご提出いただいた、「補助金交付申請書兼請求書」に記載の口座へ、振込み手続きを行います。

申請者

⑦ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。(通帳には「カンキョウセイサ アダチカイクイカンリシヤ」と印字されます。)

◇振込みには、補助金交付決定通知書の送付後、**2～3週間程度**かかります。

※なお、交付決定後半年ほど経過してから、ご利用状況をお伺いするためアンケートを送付しております。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。